

「福祉用具販売」
「介護予防福祉用具販売」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県知事指定第 0970300315 号)

丸光ケア レンタル・住宅改修

当事業所は、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売を提供します。
事業所概要、提供されるサービスの内容、留意点、緊急時の対応等
につきまして次の通り説明します。

- 1.事業所概要
- 2.サービスを提供する事業所の概要
- 3.サービス内容及び利用方法
- 4.料金について
- 5.守秘義務について
- 6.事故発生時の対応方法及び損害賠償
- 7.サービス内容に対する苦情
- 8.虐待に関する事項

福祉用具販売・介護予防福祉用具販売 重要事項説明書

I 事業所概要

① 本 社

法 人 名	丸光ケアサービス株式会社
法 人 所 在 地	栃木県栃木市箱森町50番15号
代 表 者 氏 名	代表取締役社長 橋本 渡進
連 絡 先	電話番号 0282-20-3325 FAX 0282-20-3326
設 立 年 月	平成12年12月
事 業 所 数	・居宅介護支援サービス事業所 2ヶ所
	・訪問介護サービス事業所 3ヶ所
	・訪問入浴介護サービス事業所 3ヶ所
	・福祉用具貸与サービス事業所 1ヶ所
	・福祉用具販売サービス事業所 1ヶ所
	・住宅改修サービス事業所 1ヶ所
	・通所介護サービス事業所 2ヶ所

② 当社の運営方針

- ・利用者本位を基本とし、利用者本人の意志及び自己決定権を尊重し、福祉用具の選択及び使用方法について本人が決定できるよう、十分な情報の提供と理解し得るための支援を行うものとする。
- ・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の低下機能を補い、在宅において自立した日常生活を営むことができるよう専門的知識を用いて支援を行うものとする。
- ・地域との結びつきを重視し、チームケアを基本に関係市町村・居宅介護支援事業者、他の福祉用具販売事業者、保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ・自ら提供する指定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善が図れる組織体制を取るものとする。

③ サービスを提供する事業所の概要(提供できるサービスの種類と地域)

事 業 所 名	丸光ケア レンタル・住宅改修
所 在 地	栃木県栃木市箱森町 50 番 15 号
連 絡 先	電話番号 0282(20)3325 FAX 0282(20)3326
介 護 保 険 指 定 番 号	0970300315
管 理 者	大杉 直人
介護保険外のサービス	① バリアフリー住宅改修 ② 介護保険適用外福祉用具販売
サービス提供地域※	栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・足利市・宇都宮市・真岡市・壬生町・野木町・下野市・茂木町・益子町・上三川町・館林市・板倉町・古河市

※ 上記地域以外のお客様でも、ご希望のお客様はご相談を承ります。

③ 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	合 計
管 理 者	福祉用具専門相談員	1		1
サービス従事者	福祉用具専門相談員	6		6
事 務 員		2		2

④ サービスの提供日及び時間

サービス提供時間	平日;午前8時30分から午後5時30分 土曜;午前8時30分から午後5時30分 祝日;祝日の午前8時30分から午後5時30分 但し、緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行う
サービス提供日	日曜日及び12月31日～1月3日以外、但し休日であっても 緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行う

⑤ 従事者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	サービス従事者の管理及び福祉用具販売サービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所のサービス従事者に、厚生労働省で定められた福祉用具販売サービスの人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
サービス従事者	福祉用具に関する専門的知識を有し、販売商品の選定にあたって利用者の心身及び日常生活状況、設置及び使用する環境 等について聴取し、利用者及び介護者等に対して適切な福祉用具の説明を行いながらより良い販売商品を選定いたします。 また、この商品を納品し、作動具合並びに利用者への適合状況を確認した後、利用者及び介護者に対して販売商品の使用方法及び使用上の注意事項並びに故障時の対応等の説明を行います。

サービスの内容及び利用方法

1 サービスの開始

- (1) 販売サービスのお申込みはお電話等でお申込下さい。また居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

2 サービスの内容

- (1) 指定された日時に利用者宅へ訪問し、適切な福祉用具の選定にあたり、利用者の心身状態及び日常生活状況の確認と、設置場所及び介護環境等についての聴取及び観察確認をさせていただきます。
- (2) 福祉用具の専門的知識に基づいて、適切な福祉用具の選定に関する相談及び助言を行うとともに、販売商品の選定に対する援助及び調整を行います。
- (3) 決定された販売商品を納品・設置・微調整等を行い、適合使用確認をし利用者及び介護者等に使用方法及び使用上の注意事項を説明いたします。
- (4) 後日、販売商品の不具合及び故障などがないか、訪問又は電話にて確認させていただきますので、その際にはご協力をお願いします
- (5) 当社のサービス従事者からの使用説明に反し、異なった使用をした為に起きた故障又は破損が生じた場合にかかる費用は、お客様負担となります。

3 キャンセルについて

- (1) 利用者の病変や急な入院等やむを得ない事由がある場合には、速やかに文書又は電話でご連絡下さい。

4 取り扱い商品については最新の販売カタログをご参照下さい。なお、介護保険の特定福祉用具・特定介護予防福祉用具、販売購入対象商品の種目は次のとおりです。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトの吊り具部分

5 販売商品の納品日時

- (1) 販売商品の納品日時は、サービスの提供日及び時間内において、お客様の希望により指定することができます。
- (2) ただし、やむを得ない事由がある場合には、サービスの提供日及び時間以外であってもご相談に応じることができますので、お問合せください。

IV 料金について

1 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売サービス内容の見積りについて

○このサービス内容の見積りは、利用者の居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(販売予定の指定特定福祉用具の種目等及び販売費等)

種 目	品 名	数 量	介護保険の有無	販売費用
				円
				円
				円
				円
販 売 費 用 合 計 額				円

2 自己負担金

(1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合には、原則として販売金額に対し、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担金となります。

*支給限度額及び期間は毎年4月1日からの1年間で10万円(税込み)

(2) 利用者が要支援又は要介護認定を受けていない場合には、販売料金の全額を一旦お支払頂いた上で、認定を受けた後、各市町村の介護保険担当窓口へ届出をしますと自己負担金を除いた金額が介護保険より支払われます。

(3) 販売する福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用の実費を頂きます。但し、特別な措置が必要な場合は、事前に利用者に案内し承諾を得るものとします。

3 料金のお支払い方法

(1) 自己負担金は、現金にて精算させて頂きます。但し、諸事情により現金によるお支払いが困難な場合、銀行振込や自動引落も可能です。

(2) 各市町村により、販売金額に対し、介護保険負担割合証に応じた(委任払い)と、一旦全額お支払い後、払い戻しを受ける(償還払い)に分かれます。

(3) 請求書の種類、お支払い方法により以下の通り郵送料・手数料が発生致します。(特例の場合を除く)

WEB請求書ご利用で郵便局の口座からの自動引落	料金発生なし
WEB請求書ご利用で金融機関口座からの自動引落	料金発生なし
請求書郵送希望で郵便局の口座からの自動引落	郵送料110円(翌月ご請求)
請求書郵送希望で金融機関口座からの自動引落	郵送料110円(翌月ご請求)
請求書郵送希望でその他お支払い方法 ※	郵送料110円(翌月ご請求)
請求書郵送・コンビニ払込希望(WEB請求書対応不可)	手数料280円(当月請求)

※やむを得ない事情により口座引落・コンビニ払込が困難な場合

4 交通費

通常の事業の実施地域以外のサービスに要した交通費は実費を頂きます。実施地域の境界線から、往復おおむね1キロメートル以上の場合は、1キロメートルあたり単価20円の別途費用がかかります。

V 守秘義務について

当社の従業員及び従業員であった者は、販売サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族等に関する秘密を漏らしません。この守秘義務は、サービス提供が終了した後も継続します。ただし、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議等においては、同意書に基づき、個人情報を用いさせていただきます。

VI 事故発生時の対応方法及び損害賠償

利用者に対する福祉用具の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

VII サービス内容に対する苦情

1 当社のお客様苦情担当窓口

福祉用具販売サービスに関する相談・要望・苦情等につきましては、次の担当部署及び全社窓口担当までお申し出下さい。

【担当部署：福祉用具サービス】

電 話 番 号		0282-20-3325
役職・担当者	管 理 責 任 者	大杉 直人（オオスギ ナオト）
受 付 時 間	月 曜 日 ～ 土 曜 日	午前8時30分～午後5時30分
F A X	0282-20-3326	

【 本 社 お客様相談室】

電 話 番 号		0282-20-6180
役職・担当者	お客様担当	岡島 隆介（オカジマ リュウスケ）
受 付 時 間	月 曜 日 ～ 土 曜 日	午前9時00分～午後6時00分
F A X	0282-20-2271	

※個人情報に関する相談、要望、苦情、情報の開示等につきましても、上記窓口までお申し出ください。

VIII 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

2 苦情処理の方法

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。（内容、希望、第三者委員への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）

②苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

苦情解決責任者は、職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討の上、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

当社の第三者委員

丸光ケアサービス株式会社 丸光ケア レンタル・住宅改修	齋藤 貴之
丸光ケアサービス株式会社 丸光ケアプラン	松崎 裕司
丸光ケアサービス株式会社 丸光ケア 訪問入浴	勅使河原 義則
丸光ケアサービス株式会社 丸光ケア ホームヘルプ	粕谷 香奈枝

Ⅷ 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

3 行政機関その他苦情受付機関

栃木市保健福祉部高齢福祉課	所在地 栃木県栃木市万町9-25 電話番号 0282-21-2251・2253 受付時間 平日（月曜日～金曜日）午前8時30分～午後5時 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く）
栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス係	所在地 栃木県宇都宮市本町3-9（栃木県本町合同ビル6階） 電話番号 028-643-2220 受付時間 平日（月曜日～金曜日）午前8時30分～午後5時 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く）

平成18年 4月 1日作成
平成23年 8月 1日改訂
平成23年11月 1日改訂
平成26年10月 1日改訂
平成27年 2月 1日改訂
平成27年 6月 1日改訂
平成27年 8月 1日改訂
平成28年 12月 1日改訂
平成29年 4月 1日作成
令和 元年 5月 1日改訂
令和 2年 9月 1日改訂
令和 5年 12月 1日改訂
令和 6年 4月 1日改訂
令和 6年 6月 1日改訂
令和 6年12月 1日改定

重要事項説明確認書及び個人情報提供承諾書

私は、本書面により、サービス従業員から福祉用具販売サービスについての重要事項の説明を受けましたことを署名にて証明いたします。

私は、選択した福祉用具販売商品について、サービス従業員から取扱説明書を下に、実際に利用者が使用しながらの使用方法及び使用上の注意等の説明を受け取扱説明書の交付を受けましたことを署名にて証明いたします。

個人情報取扱いと同意承諾事項

1. 当社は、業務上で知り得たお客様及びその家族の個人情報等について、守秘義務を遵守し、関連機関との連携を図る等の正当な理由がない場合以外には開示しません。
2. 担当の介護支援専門員が主催するサービス担当者会議等においては、個人情報を使用させて頂きます。

上記の説明を受け、同意することを署名にて証明いたします。

説明の受諾、交付、受領年月日 令和 年 月 日

【利用者】 住 所

氏 名

【説明を受けた方】 住 所

【ご家族 又は 署名代行者】

氏 名

【利用者との続柄】 ()

【署名代行の理由】

【説明者】 丸光ケアサービス株式会社 丸光ケア レンタル・住宅改修

氏 名